

議案第39号

令和7年度藤岡市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度藤岡市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	8,850 戸
(2) 年間有収水量	1,849,535 m ³
(3) 一日平均有収水量	5,067 m ³
(4) 主な建設改良事業	
管渠建設改良費	367,582 千円
流域下水道建設負担金	19,294 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 下水道事業収益	737,604 千円
第1項 営業収益	280,021 千円
第2項 営業外収益	457,583 千円

	支 出
第1款 下水道事業費用	653,890 千円
第1項 営業費用	594,253 千円
第2項 営業外費用	58,585 千円
第3項 特別損失	52 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額147,844千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,606千円、過年度分損益勘定留保資金104,359千円、当年度分損益勘定留保資金35,879千円で補てんするものとする。）。

収 入		支 出	
第1款 資本的収入	560,537千円	第1款 資本的支出	708,381千円
第1項 企業債	224,800千円	第1項 建設改良費	386,876千円
第2項 負担金	3,282千円	第2項 企業債償還金	321,145千円
第3項 補助金	332,445千円	第3項 水洗化改造貸付金	360千円
第4項 水洗化改造貸付金償還金	10千円		

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	208,900千円	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金・地方公共団体金融機構及び銀行その他の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限の短縮、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。
流域下水道事業	15,900千円			
計	224,800千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

下水道事業費用の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 56,240千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に充てるため、他会計からこの会計へ補助を受ける金額は、335,544千円である。

令和7年2月27日提出

令和7年3月19日可決

藤岡市長 新井雅博